

九ノ八、興福寺略年代記

原典 続群書類從 卷第八百五十七

解説 興福寺略年代記は興福寺で作成した皇年代記。

北朝の光厳天皇を元弘元年に「今上」と記しているので、一応この時代に成立していたものと考えられる。従つて元弘の役については太平記より古い記録であろう。

原文

辛未
元弘元年 改元七月十日 今上〔九上六 諱景仁〕。後伏見第一。御母広義門院。左大臣公衡女也。九月廿日践祚「即位イ」。治二年
法皇光嚴院 正慶三年五月廿五日奉廢皇位
「後醍醐」上皇八月廿四夜 竊行幸東大寺給了
同廿六日曉遷御和束 廿七日遷笠置寺給了
「九月関東大軍笠置攻破ル」

読み下し文

元弘元年 今上（注一）。法皇光嚴院 正慶三年五月廿五日皇位を廢し奉る。

後醍醐上皇八月廿四夜 竊に東大寺へ行幸し給い了んぬ。同廿六日曉、和束に遷御。廿七日、笠置寺に遷り給い了んぬ。
九月、関東の大軍笠置攻め破る。

注一 光厳天皇のこと。光厳は後醍醐天皇が笠置山で戦っていた元弘元年九月二十日に北条方に擁立されて即位し、後醍醐が隱岐より脱出して元弘三年（北朝正慶二年一三三三年）五月二十五日、京に戻ると共に廢位された。鎌倉では北条高時以下、東勝寺で自殺して鎌倉幕府は滅亡している。

四ノ六、後醍醐天皇宸翰集より足助重治への感状

出典 後醍醐天皇宸翰集 国民精神研究所 昭和一二・三・一五

解説 この宸翰集に付けられた解説を以下に記す

この御感状は、従来長く大塔官護良親王の御筆と称せられてあつたが、近時の詳細なる研究の結果、天皇の宸翰であられることが確められた。この宸翰を拝受した足助氏は三河の住人であつて、元弘元年の御討幕には遅早く参り上り、重範の如きは、笠置山の一の木戸を死守して、武名を轟かした。天皇は「元弘笠置以來忠節異他」と宣ひてその功を賞し給ひ、再び戦陣に於いて忠を致すべきを仰付けられ、別して袖書には通常の軍勢に准ずべきに非るの故に、特に御状を賜ふ旨を附記遊ばされた。忠臣に対し如何に厚く御信頼遊ばされたかが拝せられて恐れ多い極みである。恐らくこの宸翰を御認めになつたのは吉野の行官に在します時と拝察せられるのである。

原文

不可准凡々軍勢之間、書賜狀者也

足助重治為一

流者之上、元弘笠置

以來忠節異他、

於戰陣殊可致

忠之由、別而召仰也。

可被存其旨乎。

読み下し文

凡々の軍勢に准ずべからずの間、書きて状を賜わる者也

足助重治、一流者之上と為す。元弘笠置以來忠節他に異なり、戦陣に於いて殊に忠を致すべきの由、別して仰せ召さる也。
其の旨を存ぜらるべし乎。

—|

†

四ノ七、

光明寺殘篇

出典 群書類從 卷第四百五十四

解説

幕府側で在京していた者の日記の断片。ここに元弘元年八月二十四日、後醍醐天皇が六波羅の追及を避けて奈良に逃れてから同年十月十六日迄の記事がある。元弘の役以後、それほど日を経ずに成立しているので史料価値は高い。伊勢市光明寺所蔵。

原文

(前略)

元弘元年八月

八月廿四日。子尅。

主上行土幸他所一之由神五左衛門尉參二六波羅一告申了。仍所レ被レ申土入実否於西園寺家一也。

廿五日。

万里小路大納言宣房卿。侍従中納言公明卿。宰相成資卿。別当右衛門督実世卿。以上四人被レ召ニ捕之一。於二宣房一被レ預ニ因幡左近大夫将監一。公明者被レ預ニ波多野上野前司一。成資者被レ預ニ丹後前司一。実世卿者筑後前司被レ預之。

主上御土坐山門一之由。被ニ聞食定一之旨。以ニ両御使一北方高橋孫五郎。南方糟屋

孫八。被レ申ニ関東一云々。

廿七日。

被レ差土向佐々木大夫判官。海東備前左近大夫。波多野上野前司等於山門東坂下一被レ向ニ長井左近大夫将監。加賀前司於西坂下一。被レ向ニ常陸前司於勢多一。其後春宮自ニ持明院殿一有レ行土啓六條殿一。即御土入于六波羅一。北方。供奉軍兵。丹後前司。筑後前司。備後民部大夫等数百騎也。

廿八日

海東備前左近大夫将監其勢十七騎於二東坂下一致ニ合戦一。主従十六騎打死了。佐々木大夫判官。波多野上野前司。山(徒)之頸ニ□□□之間。被懸ニ于六條河原ニ了。

廿九日

以ニ両御使御雜色一。合戦之□□被レ申了。御使雜賀隼人佑。相田十郎。以ニ両人一被レ申ニ関東一云々。

同九月。

十八日戌刻。

東使秋田城介殿。二階堂出羽入道殿。京着。自二路次一六波羅北方被レ參。

即南方江御入。

十九日。

持明院殿本新両院。土御門殿江御幸。春宮常磐井殿行啓。六波羅南北門前仁祇候。依

二此事一三須雅樂殿

彦四郎參土向関東一畢云々。

武藏右馬助殿自二江州柏木宿一。宇治仁

廿日

陸奥守殿御京着。武藏右馬助殿自□□□□御發土向宇治一。

廿五日

武藏右馬助殿立二字治一御土發向賀茂一

廿六日

陸奥守殿。長崎四郎左衛門尉殿立二京都一御發向□□益。

廿八日

相原一族。栖山一族。小宮山一族等属二長崎四郎左衛門尉之手一。笠置寺江懸二于先陳一致二合戦。□□放土火城一奉レ追・落先帝一了。

卅日

先帝夕日(タカ)ノ山江御落之処。山城国住人深栖三郎入道参土向有王山一告土申陸奥守殿一。先帝。妙法院宮。源中納言具行。万里小路中納言藤房卿。六條少将忠顯。四條少將以下生捕了。

十月三日

□□陸奥守殿。右馬助殿。長崎四郎左衛門殿以下奉レ具二字先帝宮以下一。六波羅南方江奉レ入レ之。右馬助殿家人□□四郎於二河内国一奉レ捕二字宮一了。

(以下省略)

読みくだし文

(前略)

元弘元年八月

八月廿四日。子尅。主上他所に行幸の由、神五左衛門尉六波羅に參じ告げ申し了んぬ。仍つて実否を西園寺家に申入れらる所也。

廿五日。万里小路大納言宣房卿、侍従中納言公明卿、宰相成資卿、別当右衛門督実世卿以上四人之を召捕らる。宣房に於いては因幡左近大夫将監に預けらる。公明は波多野上野前司に預けらる。成資は丹後前司に預けらる。実世卿は筑後前司に之を預けらる。

主上山門に御坐の由、食定に聞かるの旨、両御使（北方高橋孫五郎、南方糟屋孫八）を以て関東に申さると云々。

廿七日。

佐々木大夫判官、海東備前左近大夫、波多野上野前司等山門東坂下に差し向わさる。長井左近大夫将監、加賀前司を西坂下に差し向わさる。常陸前司を勢多に向わさる。其後春宮持明院殿より六條殿に行啓有り、即ち六波羅北方に御入らる。供奉の軍兵、丹後前司、筑後前司、備後民部大夫等数百騎也。

廿八日

海東備前左近大夫将監其勢十七騎東坂下に於いて合戦致し、主従十六騎打死し了んぬ。佐々木大夫判官、波多野上野前司、山（徒）の頸二□□□の間、六條河原に懸けられ了んぬ。

廿九日

両御使御雜色を以て、合戦の□□申され了んぬ。御使（雜賀隼人佑、相田十郎）。兩人を以て関東に申さると云々。

同九月。

十八日戌刻。

東使（秋田城介殿、一階堂出羽入道殿）京着。路次より六波羅北方へ参らる。即ち南方へ御入らる。

十九日。

持明院殿（本新。両院）、土御門殿へ御幸。春宮、常磐井殿へ行啓。六波羅（南北）門前に祇候。此事に依りて三須雅樂殿、彦四郎関東へ参向し畢んぬと云々。

武藏右馬助殿江州柏木宿より宇治に。

廿日

陸奥守殿御京着。武藏右馬助殿□□□□より宇治へ御発向。

廿五日

武藏右馬助殿宇治を立ち賀茂へ御発向。

廿六日

陸奥守殿、長崎四郎左衛門尉殿京都を立ち、□□益へ御発向。

廿八日

相原一族、栖山一族、小宮山一族等長崎四郎左衛門尉の手に属し、笠置寺へ先陳を懸け合戦を致し、□□城に放火す。先帝追落奉り了んぬ。

卅日

先帝タカノ山へ御落の處、山城国住人深栖三郎入道、有王山に参向し、陸奥守殿に告げ申す。先帝、妙法院宮、源中納言具行、万里小路中納言藤房卿、六條少将忠顯、四條少将以下生捕了んぬと。

十月三日

□□陸奥守殿、右馬助殿、長崎四郎左衛門殿以下、先帝宮以下具し奉る。六波羅南方へ之を入れ奉る。右馬助殿家人□□四郎、河内国に於いて一宮を捕へ奉り了んぬ。

(以下省略)

笠置山之城

元弘戦全図

并四方手配堅固図

元弘元辛 未九月始築之

出典

- ①笠置寺所蔵の図
- ②柳生芳徳寺所蔵の図
- ③内閣公文書館の図

解説 この図は元弘の役における笠置城の固めを描いたもので、康暦二年（一三八〇年）八月に描かれ、応永十四年（一四〇七年）五月に書写された。作者は不明であるが、これを書きしたものと笠置寺公文僧の貞繁が笠置寺宝蔵に納入した。今に伝わる芳徳寺所蔵の図は南山士隊長吉田木工源重義が所蔵していたものである。南山隊とは後醍醐天皇が笠置山に行幸された際にはせ参じた久世、綏喜、相楽の城州侍のことをいうが、また南北朝以降、南朝の依るところとなつた吉野、十津川辺りのことを南山ともいいうので、この図の書写された応永十四年（一四〇七年）からすると、吉田木工源重義なる人物は南北朝合一（一三九一年）後もなお活動を続けていた後南朝にかかる人物であつたのかもしれない。

笠置寺にはもともと元弘戦全図の原本が伝えられていて、これを湊川神社が書写して持ち帰った。その後笠置寺所蔵の図が行方不明になつたので、この湊川神社書写のものを笠置寺住職慶尊が写し取つたのが現在の①笠置寺所蔵の書写図である。湊川神社の所蔵図はその後行方が不明になつた。

②の柳生芳徳寺所蔵のものは南山士隊長吉田木工源重義の所蔵印があり（笠置寺所蔵のものは印の形が描かれているだけである）、①よりは古いものである。①と②はその内容に大きな相違がないので、元は同系統に属するものと思われる。

③の内閣公文書館の書写図は明治二十二年八月に長野県土族小幡菅茂によつて画作されたものである。前文は①や②と異なつて笠置寺縁起に依拠しており、書写の原本は不明である。

ほかに龍田神社、足助神社にも書写図が所蔵されている。足助神社の図は昭和十二年に笠置寺所蔵の図を書写したものである。

この間の事情について当時笠置寺住職であった小林慶尊が足助神社収蔵の元弘戦全図中に以下の通りの記述をしている。

「此元弘戦全図ハ明治卅五年頃夏湊川神社ノ神官某コレガ原図ヲ持參セラレ當山ヨリコレヲ写ストノ割印アリ依テ對照セシコトヲ乞ハル當山不幸ニシテソレヲ燒失セリ故ニ余却ツテコレヲ写シ置ク

然ル所昭和十二年十一月十二日総大将足助公ノ生地ヨリ加藤氏湊川神社ニソノ原本を尋ネテコレ亦紛失セラレシ事ヲ確メ更ニ当山ニ参詣シテコレヲ寫サン事ヲ乞ハル納快諾息子ト共ニソノ當時ヲ語リ立會シテ此ノ元弘戦全図ヲ寫サシム者也

笠置山笠置寺住職 小林慶尊 印

元弘戦役図については「京都府史蹟名勝天然記念物調査報告」（昭和五年）に調査委員佐藤虎雄氏により以下の記述がある。

「此配置図の内容は或程度迄其の眞を認むべきも余りに大規模複雑を極めたり、されど全然捨つべきものにあらず。此地図もと湊河神社にありしを写したりと雖も、恐らく椿井家に於て製作せられし偽古図に類すべきものなり。かゝるものは徳川時代軍学の教材として用ひられたる事多し」とする。

総大將足助重範が天皇の近くにいないで山麓の守備隊にいること（太平記でも一の木戸を守備しているとしているが）、石川義純や太平記などでその活躍を記されている錦織俊政の名が無いのもおかしい。

しかし山城国の豪族椿井氏が作成したとすれば、元弘の役に参加した当の椿井越前守房政（椿井氏系図）の名がこの戦役図に無いのはおかしい。この図が作成されたのは元弘の役後五十年のことである。後醍醐天皇は笠置山では敗退したが、その後復権して建武の中興をおこなっている。その過程で笠置山に参戦した武将への恩賞のため、その配置や活躍などは当然把握していたと思われる。「大規模複雑を極め」た配置図が残されていたとしても何ら不思議ではない。また天皇の逃走経路など他の史料に見られない記事もあり、椿井氏の作成とも断定できないのではないか。描かれている笠置山の地形もほぼ正確である。椿井家が制作したという根拠も示されていないので、総合的に見て偽古図とも断定出来ないが、これについては今後の研究に待ちたい。

原文

前文については②により、①、③の相違点を指摘する。その他は②による。

表題 ①、②による

笠置山之城

元弘戦全図

并ニ四方手配堅固図

元弘元辛 未九月始築之

前文一 ②により①との異同を検証した。内容は笠置寺縁起などによるも、独自の記述もみられる。

当山日記ヲ案スルニ、後醍醐天皇逆賊北条高時已下輩誅罰ノ御催（①は「シ」あり）露頭ニヨツテ、元弘辛未年八月廿四日、密其夜内裏ヲ忍出玉ヒ（①は「テ」あり）、同廿五日南都へ（①は「江」とする）落（①は「落チ玉ヒ」とする）、（①には「東南院江入セ玉ヒ」が入る）、夫ヨリ（①は「夫レヨリ」とする）同廿八日（①は「同廿六日」とする）和束行幸ナリ、

同廿九日同處ヨリ当山笠置寺へ（①は「江」とする）臨幸アラセラレ（①は「臨幸アラセ玉ヒテ」とする）則皇居トシ（①は「皇居トナシ」とする）玉ヒ、諸国ノ軍勢ヲ召寄ラレ（①は「ラレテ」とする）要害ヲ六波羅両殿ヨリ攻ルト雖モ（①は「イエトモ」とする）不利、其上亦々関東ヨリ廿万余騎

ニテ（①は「全騎」とする）責立ルト雖モ、大石大木ヲ（①は「ヲ」が入らず）投ラレテ討死多シ、大塔宮モ勢ニテ當処（①は「ノ」あり）經塚山ニ楯籠（①は「籠」とする）（①は「玉ヒテ」あり）毎度寄手ヲ脳シ玉フナリ、

九月廿七日夜、子ノ刻、陶山藤三、小見山次郎城ニ（②は「城内ニ」とする）審入テ焼討ス、味方防戦シテ火中ニ討死セリ、大半ハ落失タリト云フ（①は「フ」が入らず）也、天皇有市仮皇居ヨリ忍（①は「ヒ」あり）出サセラレ（①は「出サセ玉ヒ」とする）、和束地頭来山周防守館へ（①は「王」とする）入玉ヒ、夫ヨリ龜原海住山寺ニ（①は「王」とする）入り（①は「入セ玉ヒテ」とする）、少々衆徒、地下ノ人ヲ召連（①は「玉ヒテ」とする）、嶽奥和束ノ山中ニ（①は「江」とする）分入り（①は「分入ラセ」とする）玉ヒシ（①は「玉ヒテ」とする）時、賊兵襲来リ（①は「オソヒ来テ」とする）終ニ生捕（①は「リ」あり）奉リ、光明寺本堂ニ入レ奉リ（①は「テ」あり）、夫ヨリ（①は「レヨリ」とする）宇治平等院江（①は「ニ」とする）入レ奉リ、鳳輦ニ乗移リ玉ヒテ六波羅館へ（①は「江」とする）入り玉ヒ、同壬申五月隱岐島ヘ被遷幸ル也ト云フ（①は「同二壬申正慶元也五月隱岐島江被遷幸ル也ト云」、壬申ハ正慶元年也」とする）

同三年三月 天皇隱岐島（①は「島」なし）ヨリ還幸、六月廿七日京都ヘ（①は「江」とする）還幸ナルト云フ（①は「フ」なし）

応永十四年丁亥五月十六日画

康暦二庚 申年八月二日画

納当寺宝庫（②は「者」が入る）也

笠置寺公文僧童藏院式部郷貞繁在判

前文二 ③による 内容は笠置寺縁起によつてゐる。但し笠置寺への臨幸を八月二十七日とするのは太平記による。

元弘辛未八月廿七日、後醍醐天皇、同一宮和束鷲峰山ヨリ当寺へ臨幸ナル、御共ノ公卿按察大納言公敏、万里小路中納言藤原源中納言具行、六条中将、四条中将、侍ニハ近藤左衛門尉重定等ヲ始トシテ官兵五百余騎其外東南院僧正聖尋御先達タルヲ以テ東大寺ノ衆徒警

固シ奉リ、則チ当寺ノ本堂ヲ以テ内裏トス、同年九月初旬ヨリ武家ノ猛勢、当山ニ馳向ヒ度々合戦ニ及フト雖モ、毎ニ追立ラレテ木津川ノ辺マテ引退ク、斯クテハ此城、率爾ニ攻カタシトテ、先ツ院宣、長者宣、御教書、奉書ヲ国々へ向ケ軍勢ヲ催シ、近国ノ武士ハ申スニ及ハス、凡ソ廿一万騎、当山ヲ取り巻キ、晝夜攻撃スル事間断ナシ、雖然笠置山ハ高嶺峨々ト聳ヘ、深谷峻岸甚多ク麓ハ霧ニ隠レ道狭ク、且急ニシテ要害堅固ナレハ縱ヒ何ソ能ク之ヲ攀登スルヲ得ンヤ、況ヤ官兵ニ笠置ノ衆徒交リテ山ノ地理ヲ諳知シ、守禦嚴重ナルニ於テヲヤ、東国ノ武士樊^スノ勇、張良ノ智アリト雖トモ、此城尽未來際落ル事有ルヘ力ラス、然ルニ内ニ反リ忠ヲナス者アリ、則廿八日戌ノ刻、城中ニ火ヲ縱ツワ以テ寄セ手乱入シケレハ、主上ヲ始メ月卿雲客皆徒跣ナル体ニテ何クヲ指ストモナク、足ニ任セテ落チ行キ給ヘシト云フ、所謂寡助之至、親戚畔之者歟吁

建物群

皇居。本堂。千手堂。拝殿。一月堂。中門。講堂。般若堂。大般若堂

地名

泉州（現在の木津川）、鹿ヶ淵（笠置山北麓泉州の淵）、釜ヶ淵（鹿ヶ淵上流の淵）、田留ノ森（鹿ヶ淵北岸）、屏風岩、成願寺山（両者とも泉州北岸の小山）、経塚山（笠置山の西にある）、鯰岩（笠置山北壁にある）、法明寺（上有市にある）、阿提弁天（笠置寺と柳生の境にある）

記事

関東からの軍勢

九月関東勢廿万七千余人、大将大伴陸奥守貞直ヲ始トシテ北条遠江守、普恩寺相模守、塙田越前守直外侍、長崎四郎左工門、三浦入道、結城上野入道佐、上総入道長治四郎左工門ヲ始トシテ三十六人、都合其勢二十万七千余騎押寄来ル、大石大木ニ中リ討死ノ時十八人、軍勢十万余騎、残兵下山城手尾迄引退、陣取ル也

九月元日、寄セテ六波羅勢三万七千余騎、將軍北条左近衛將監時益、此處へ寄来ス、悉ク河中へ投込、敗軍シテ京へ引退ク也

中国勢二万五千騎、此辺ニ夜討シテ悉討ル、佐々木判官時信河中へ投込ル、此岸ニ登リテ此ヨリ逃ル（①にあり、②になし）

九月二日、京勢打敗ケ河中ニ死亡多シ

西口の戦い（切込谷付近）

九月廿七日兩六波羅并ニ関東勢二万八千余騎、阪原越、此處へ向ヒ二ノ木戸ヲ破攻所ニ、

峯ヨリ大石落シ軍勢残ラズ討タルゝルナリ

城内からの攻撃（笠置山西面の切込谷か地獄谷）

九月廿七日大合戦。此山ヨリ大石（③は「巨石大木」）ヲ投落シ敵勢破也（②は「九月廿七日大合戦モ山ヨリ大石投シ敵勢埋ルゝ也」）

九月廿七日、陶山藤三小見山治（②は「次」とする）郎、坂原口ニ向ヒテ夫（②は「レ」が入る）ヨリ主従五十人余、柳生ノ東ヘ出テ布目川ヲ下リ飛鳥路村出者ヲ案内者トナシ笠置山路二ハ鯨（③は「ノ」が入る）岩山岸ヲツタヒ登テ夜討スト云ナリ（③には「ナリ」なし）

奇襲の経路

九月廿七日陶山藤三小見山次郎、坂原口ヘ向ヒテ夫レヨリ主従五十余人、柳生ノ東ヘ出デ、布目川ヲ下リ飛鳥路村ヲ出デ、處ノ土？ニ案内サセ笠置山ノ北口、鯨岩山岸ヲ伝ヒ登リ夜討ト云ナリ

奇襲の経路、北面

九月廿七日子ノ刻、陶山小見山等衆徒五十八人、此所（笠置山北面）ヨリ登リ夜討チス

経塚山

此□城大塔宮御籠城也、二千余騎ニテ楯籠ラセ玉フナリ、山門ノ衆徒廿四人東大寺東南院坊宮同衆徒三十人、伊賀近江者共二百余騎

此山ニテ東大寺本性坊、殊ノ外強ニシテ大石ヲ能ク投落シ六波羅勢三千騎討タルゝナリ
六波羅勢此山ヲ攻テ敗軍ス、討死多シ

打滝川上流の山

笠置二百余騎、此山上ニ陣取、三万余東国勢モマレテ谷ヘ投込ル也（①にあり、②になし）

落城のおりの経路

天皇忍ビ皇居、有市法明寺

九月廿七日笠置落城ノ節、天皇有市法明寺ヨリ此山路ヲ出デ玉ヒテ和束ヘ至ラセ玉フ

守備兵の名簿（ヘ）は便宜上今回つけた名称

笠置城本丸周辺

皇居守護

*土師孫四郎、多田下野守、吐山相模守、菅田帶刀、高橋太郎左工門、大寺（①には「道」
③には「導」が入る）寺兵庫助、古小路三郎、含千百余騎

（本坊、柵の内）

*久我主水、村上兵部、南部三郎、栗田又六

（皇居裏手）

*伊賀住人森岡三郎、裏手固メ伊賀衆三十四人

八丁坂付近

（仁王門付近）

*小野垣（①は「松」とする）彦三郎、竹田三郎、青地四郎、後藤大学助

*箕輪入道、伊具上総

（上の堂付近）

*岡成郎、米田兵庫亮、長谷日向守、笠間林斎、深川伊豆守

*名張玄蕃、福島太郎

（斬込谷付近）

*吉原源内兵衛、下山四郎

（下の堂付近）

*吐山相模守、福住左馬介、大西三郎、八田源兵工、寺田大学助

（西口麓の木戸）

*仁木藏人亮、福山上野介、松福三右工門、森田丹後守、福弘周殿進、志水尾張守

*岡沢隼人、藤林五郎、中島大炊助、長者藤平（①は「藤内兵工尉」とする）、村上阿波守

山腹

*山部式部小輔、小倭六郎、豊田出羽守

*小幡六郎、小倉豊前守、東遠江守、助命隼人

柳生方面

（一ノ木戸）

*当麻寺（①、③は「当寺」とする）衆徒 布野廻リ

（二ノ木戸）

*新門長右工門、清水帶刀、菊原大學

*雑兵百三十人

（三ノ木戸手前）

*深川上総守、生駒將監、片岡四郎右工門、土方野右工門、雑兵百人

（三ノ木戸）

*上津屋七郎、中村太郎、箕尾信濃守、山部式部之（①は「大」とする）輔、万財新三郎

(柳生、阿提弁天)

*古市播磨守、越智上野介、檜原周防入道、山田藏人、椿尾三郎、柳生播磨守手勢式百七十騎

山麓方面

(八丁坂登り口)

*小豆弥太郎、馬淵四郎泰兼

*伴三郎、山本増進、松室上総守、同三郎

(南笠置山麓と打滝川に囲まれた平地)

*長岡右馬介、下駒下野守、連城寺川部、奥戸対馬守、清水帶刀、島田藤三郎、岩本石見守、福塚将監

*高梨播磨守、青智松寿丸、小野内蔵亮、立野三郎、和州ノ衆三百人、東大寺衆徒廿三人、合六百六十四人

(南笠置打滝川西岸平地と南一ノ木戸との間)

*中坊伊予守、大河(①には「原」が入る)三鉄斎、福岡土佐守、狭川将監三郎、上島大学助、城九郎左(①は「右」とする)工門、来栖治部允、秋野三郎、城下野入道、村上斎宮、北原内丘助、北小路弾正助、合セテ七百余騎

(南笠置山麓、打滝川と泉河合流地点)

*足助佐渡四郎重建、猪子三河守国朝、山田十郎助綱、三百余人(①や③にはこの場所に「総大將足助三郎重範、足助右工門尉金久、伊賀衆八十人、大和衆六十人、七百余騎」が入り、「足助 佐渡四郎重建、猪子三河守国朝、山田十郎助綱、三百余人」の記載なし)

伊賀街道方面 泉川下流より上流へ

(切山登り口)

*沢彈正左工門、下司豊後守、荒木四郎、大小五郎、菅井源右工門、久保四郎、木津伊予守、喜田庄司、津越式部小輔、延命伊賀守、秋山駿河守

(打滝川と泉川との合流点付近)

*福原出羽入道、大矢和泉守、吉富大内記、和田源左工門位

(泉川船橋、現在の笠置橋付近)

*岡本彈正、普賢寺土佐守、八田源三郎、朝日三郎

(泉川釜ヶ淵南岸)

*総大將足助三郎重範、足助右工門尉金久、伊賀衆八十人、大和衆六十人、七百余騎(①や③にはこの場所にこの記載なし)

(下有市)

*綺田伊勢守、井村五郎、藤井民部進、北原淡路守、贊川入道、閑山周防守、柏木長門守、朱雀若狭守、大西内助、井上大膳亮、石井源左工門、宇田三郎

笠置山東方の東山

*高木九郎左エ門、長谷大学介（①は「助」とする）、岩田上野介入道、鞆門大隅守、此峯二陣ス

不明なるも伊賀街道大河原手前か

*中山崎（③は峠とする）国衆、南塚兵部進、炭竈大隅守、小田団書介、和田式太郎、佐野隼人、伊佐九郎、小坂三郎兵エ、下泊下総守、同太郎丸、合五百七十余騎

四ノ八、

関城書裏書き

出典 群書類從 卷第四百五十四

中尊者釈迦牟尼如來 聰大師御卷
彼御厨子六面 大般若經各百卷宛

解説 関城書裏書きは実質元弘日記裏書きとも称するもので、内容は元弘元年八月から興国元年（一三四〇年）五月までを南朝方の立場で記述する。

叙述こそ簡に過ぎるもの、時日を明記するものもあり信憑すべき史料の乏しい内乱期の貴重な記録といえよう。

原文

今年元弘元。八月九日改元。同月大外記之注土進関東一之處。有二詔書一。無二改元記一。仍関東不レ用二新曆一。用二元徳曆一。

同月廿四日戊寅主上行土幸笠置城一。

同月八日。東阪本合戦。源時信家僕并海東一類戦死。

九月廿日。春宮量仁践祚。

同廿七日。貞直。貞冬。高氏等發土向笠置城一。

十一月七日。前坊第一宮康仁親王立坊。

今年元弘二。三月七日。主上遷土幸隱岐国一。

同八日。尊良親王遷土坐土佐国一。

同九日。妙法院尊澄法親王遷土坐讚岐国一。

同廿二日。改二元徳四年一為二正慶元年一。

十一月十三日。大嘗会。

今年元弘三年〔関東号正慶二年〕。二月廿日。治時發土向金剛山一。

同月廿四日。主上出土御隱岐国一。同日。遷土坐伯耆國稻津浦一。

同廿六日。遷土幸船上山一。

四月廿七日。高氏加二官軍一。高家為二円心一被レ誅

五月八日。仲時。時益奉レ具二新主両主一没土落関東一。時益於二関山一伏レ誅。仲時於二馬場宿一自害。新主両院以下帰洛。

同廿二日。源義貞滅二鎌倉一。高時法師崇鑑并一族悉滅亡。

六月七日。主上遷土幸大内一。年号并人々官位以下可レ用二元弘三年一云々。

十月。皇子義良并顯家卿下土向奥州一。上野入道道忠奉二補佐一之間。國中早速靜謐訖。
十二月。成良親王并左馬頭直義下土向鎌倉一。

今年建武元。正月二十三日。以ニ恒良親王一為ニ皇太子一。年十三。

同月廿九日。改壬元建武一。

三月。高時餘類等襲ニ鎌倉一不レ利。

十月。高時一族於ニ紀伊國飯盛山一構ニ城柵一。正成有ニ殊効一。

十一月。津輕凶徒時如高景以下束レ手乞レ降。

同月十五日。兵部卿護良親王被ニ禁囚一。仰ニ尊氏一配ニ鎌倉一。

(以下略)

読みくだし文

今年元弘元八月九日改元。同月大外記の関東に注進の処、詔書有りて、改元の記無し。仍つて関東新暦を用いす。元徳暦を用う。

同月廿四日戊寅主上笠置城に行幸す。

同月八日。東阪本合戦。源時信家僕并びに海東一類戦死。

九月廿日。春宮量仁践祚。

同廿七日。貞直、貞冬、高氏等笠置城に発向す。

十一月七日。前坊第一宮康仁親王立坊す。

今年元弘二三月七日。主上隱岐国に遷幸す。

同八日。尊良親王土佐国に遷坐す。

同九日。妙法院尊澄法親王讚岐国に遷坐す。

同廿二日。元徳四年を改め正慶元年と為す。

十一月十三日。大嘗会。

今年元弘二年「關東号正慶二年」二月廿日。治時金剛山に発向す。

同月廿四日。主上隱岐国を出御、同日伯耆国稻津浦に遷坐す。

同廿六日。船上山に遷幸す。

四月廿七日。高氏官軍に加わり、高家円心が為に誅さる。

五月八日。仲時、時益新主両主に具し奉てまつり、関東に没落す。時益関山に於いて誅に伏す。仲時馬場宿に於いて自害す。新主両院以下帰洛す。

同廿二日。源義貞鎌倉を滅し、高時法師崇鑑并びに一族悉く滅亡す。

六月七日。主上大内に遷幸す。年号并びに人々の官位以下元弘二年を用ゆべしと云々。

十月。皇子義良并びに顯家卿奥州に下向す。上野入道道忠補佐し奉るの間、國中早速靜謐になり訖んぬ。

十二月。成良親王并びに左馬頭直義鎌倉に下向す。

今年建武元正月二十三日。恒良親王を以て皇太子と為す年十三。

同月廿九日。建武と改元す。

三月。高時の餘類等鎌倉を襲うも利あらず。

十月。高時の一族紀伊国飯盛山に於いて城柵を構うるも、正成殊に効有り。

十一月。津軽の凶徒時如高景以下手を束ね降を乞う。

同月十五日。兵部卿護良親王禁囚さる。尊氏に仰ぎ鎌倉に配す。

(以下略)

四ノ九、

神明鏡

出典 群書類從 卷第八百五十二下

解説 神明鏡は神武天皇から後花園天皇まで（最後の記事は一四三四年のもの）の史書で、元弘の役からほぼ百年後の成立である。作者は不明である。なお元弘の役に関する記述はほぼ太平記によっている。

原文

第九十六後醍醐院、尊治、後宇多ノ二ノ子。

（中略）

元弘元年八月廿一日。東使三千余騎ニテ二階堂下野判官長井遠江守上洛ス。其故ハ主上ヲハ遠国ヘ移シ奉。大塔ノ宮ヲハ死罪ニ行ヒ奉ル可ト聞ヘシカハ。同廿四日夜主上ハ俄ニ笠置寺ヘ遷幸成由聞ヘシ。山門ヘハ佐々木大夫大將ニテ五千余騎ヲ指向ラル。戸津ニテ散々ノ合戦ニ及。爰山門大衆等少少心替有ト聞シカハ。大塔ノ宮ハ南都ヘ忍給フ。同九月一日ニ六波羅ヨリ陶田高橋ヲ大將トシテ。畿内ノ勢三千余騎ヲ笠置城ヘソ向ラレケル。城ヨリモ木津辺ニ下々テ。度々ノ合戦。此笠置ノ城ト申ハ。山高聳ヘテ一片ノ白雲空ニ横ハリ。山路ヲ埋岩嶮崎テ。千尋布ヲ曝ス滝漲落テ碧苔ヲ洗。谷深シテ淵底ニ臨ヨリモ危。岸缺テ屏風ヲ立タルヨリ嶮シヽ。下幽谷ノ底ニ行キ向フ。上ランストレハ岩頭ノ莓苔青青トシテ坂路ヲ埋。上リ上テ孤峰頂ニ至。直下タレハ四山雲霧重々トシテ眼睛ヲ迷。屏ヲ塗ラサレトモ岸自高ク。関を構サレトモ道自狭シ。盤折ナル岩ノ桟道ヲ登事三十余町也。一夫忿テ道ヲ遮。万変モ敢テカタシ。嶮崖万仞ノ山頂自然無双也。要害トハ此處ヲヤ可申。遷幸ナルハ忝モ一天ノ君。寄来ルハ卑キ東夷輩也。下トシテ上ヲ犯スハ自滅相。上トシテ下ヲ罰スルハ次第ノ義ナレハ也。逆臣ノ誅伐時日ヲ廻サヌシテ。四海ノ安静此時ニコソト。人皆勇思ヘル处ニ。案ノ如数万ノ軍士東西ニ圍ヲ成ト云ヘ共。山谷遙隔リ。勇猛強卒南北ニ責來ト云ヘ共。城郭ニモ近カス。溪辺山下ニ於テ數日ノ粉骨ノ戦ニ。動レハ寄手毎度打負テ退散ス。爰官軍等弥勇氣ヲ呑形勢。戦ハ樊^ヲ嘲。諜ハ子房ニモ等シカラムト思ヘリ。大手ノ二王堂ヲハ三河國ノ住人足助次郎重範固タリ。寄手ニ荒尾ノ次郎進出テ申ケルハ。足助殿ノ御事承及テ侯。矢一給テ物具ノ札程見候ハント申ケレハ。重範申ケルハ。御所望ノ上トテ。中差ヲ取テ番ヒ。三人張十四束ノ矢引萎テ。兵ト放。荒尾力射向旋檀ノ板ヨリ右脇ヘ矢先白射出タリケレハ。ト計ニテ動ト倒レテ死ニケリ。弟ノ三郎兄ノ死骸ヲ立隱テ。足助殿ノ御多羅枝承及シ程ハ侯ハス。爰ヲ遊サレ侯ヘトテ。射向ノ袖ヲ差挿シ。小跳シテソ立タリケル。足助思フ様。此者ハニ甲ヲ重テ着タルヲ。角ハ申ラント。金磁同ニテ真向ヲ射タランニ。何ノ子細カ有ヘシト思。磁同ヲ取番テ。能引テ兵ト放。矢壺ヲ不違真向ニ中脑ヲ射碎レテ。是又立所ニ死ス。爰ヘハ敵恐怖シケルニヤ。責モ不上。隔リタル谷ヨリ數

千ノ兵共責上ケルヲ。南都ヨリ卷数ノ使ニ参リケル本性房ト申律僧ノ。大力二三十人シテモ難動大石ヲ。片脇ニ引挾テ。鞠ノ勢ニ引缺々々。二三十投打ニ打ケレハ。数百人雪頬ツキテ頽落。石ニ打レ。自レ等力太刀長刀ニ貫ヌカレテ。死亡ノ者数ヲ不知。深谷ヲ埋ケリ。其後ハ軍止テ遠攻ニセヨトテ。峰々ニ陣ヲ取テソ守ケル。其頃御夢ニ鬱結タル天童来テ。主上ニ奏シ申ケル。一天下ノ下暫御身ヲ隠サルヘキ所ナシ。但アノ楠木ノ下ニ構タル御坐ハ。君ノ南面ノ徳ヲ行給可ク所ニテ候也。是日天子ノ御使也ト云ト御覽セラレケリ。夙ニ成就坊ノ律師ヲ召。此辺ニ楠ト云ルゝ者ヤ有ト御尋有ケルニ。律師坊勅答ニ申ケルハ。左様ノ名字者近ニハ承及ハス候。河内ノ国ニコソ楠木ト申ハ候。母志貴ノ毘沙門ヘ百日参詣ヲシテ儲タル子ニテ候トテ。童ヘ名ヲ多聞ト付候ケルトテ。多聞兵衛正成ト申候テ。勇士ノ覚候ト申ケレハ。藤房卿承テ綸旨ヲ成。楠木勅ヲ蒙申ケルハ。武士ノ身トシテ忝モ天勅ヲ承ル。生涯ノ面目成トテ。軀馳參ス。君歎感有テ御前召ス。觀覽有テ後。藤房ヲ以夷狄対治ノ趣ヲ御尋有。正成謹テ申ケルハ。朝敵ト成者天之ヲ罰ス。就中東夷ノ行事ヲ見ニ。可滅時ニ当レリ。但日本國ノ勢ヲ以テ。板東八ヶ国ヲハ対治シ難シ。知謀ヲ以テ取ル可ク侯也。坂東ノ大勢上侯ハ。金剛山深谷ニ引籠。下侯ハ。又打出テ。大和河内ノ間ノ処々ノ城ニ可籠。二三度タニモ上下侯ハ。ナトカ退屈セサル可ン。夫朝敵ト成ル者數ルニ。神武天皇ハ東夷長髓彦已下ヲ平テ。和州権原ノ宮移給フ。同御宇紀州名草ノ郡ノ土蜘蛛ヲモ罰シ。天智ノ御宇ニハ藤原千方ト云者四鬼ヲ仕テ防キシカ共。紀友尾力。

草モ木モ我大君ノ国ナレハイツクカ鬼ノ栖成ヘキ
ト読シカハ。鬼去テ千方百ヌ。朱雀院御宇ニハ。平将門藤純友。聖武ノ御宇ニハ藤原ノ広嗣。仁徳ノ御宇ニハ大岩丸大山王子。大伴ノ眞鳥。用明御宇ニハ守屋。蘇我ノ入鹿。山田ノ石河丸。蝦夷大臣。左大臣長屋。右大臣豊成。桓武御宇ニハ伊予ノ親王。水上ノ川継。淳和ノ御宇ニハ橘ノ逸勢。文屋ノ宮田。孝謙ノ御宇ニハ惠美押勝。光仁御宇ニハ井上ノ皇后。早良ノ太子。天武ニハ大友ノ皇子。嵯峨ニハ仲成。堀川ニハ対馬守義親。後白河ニハ宇治ノ悪左府六条判官為義。二条院ニハ悪右衛門督信賴。後冷泉ニハ貞任宗任。白河ニハ武衡家衡。平相国清盛。木曾ノ義仲。阿佐原八郎為頼。今高時法師也。何モ素懷ヲ遂ケス。早々征伐セラル可シト申。此趣ヲ藤房卿被申ケレハ。君斜ナラス御感有被坂ケリ。君又成就坊ノ律師ヲ召テ。當寺事勅問有。律師申ケルハ。此寺ノ事。人王三十九代帝天智天皇ノ御子。大友皇子此山ニテ狩ヲシ給シニ。大鹿ノ走ニ相付テ。嶮岨ヲ被落ケルカ。龍蹄壁巖ニ馳。死ヌヲ去シ事寸分ニ縮ケリ。王子此時ニ当思ハレケルハ。偏仏神助ニ非ハ支死免難キトテ。心中ニ一ノ大願ヲ立給。此死免ハ弥勒ノ像ヲ此處ニ安置ス可シト。不図思合念シケレハ。馬陸地ニ至。嶮岨ノ急難免レ給ケリ。後日ノ注トテ。竹笠ヲ脱テ置レケリ。軀所願ニ任。此寺ヲ建造有テ。手自五丈石像弥勒ヲ安置シ給ヘリ。注ニ笠ヲ置シカハトテ。笠置寺トソ号シケル。清淨結界ノ地ナレハ。女人影ヲモ措ズ。靈驗殊勝ノ砌ナレハ。万人首ヲ傾。此菩薩ハ釈尊ノ出世ニ次テ當來ノ導師タリ。都卒ノ内院ニ处メハ。補所大士也。殊更慈悲ヲ以物ヲ益シ給フ事。諸余ノ菩薩勝給ルカ故ニ。其名ヲ慈氏トハ申。治承ノ比。解脫上人ト聞シ和尚。此山ニ住ス。上人一度風塵ノ境ヲ辞シテ。永寂寢室ニ坐ント誓テ。此

山ヲ出給ハス。慈悲深重ニシテ濟度方便怠事ナク。行業不退ニシテ自得三昧也。中ニモ法相宗ヲ以被興。抑此法相大乘宗ト申ハ。如來滅後九百年ニ至テ。阿僧祇菩薩無着号ス。健陀羅国ニ誕應シテ。大乘ノ法要ヲ受学シ。都卒天上リ。弥勒菩薩ヲ。沒羅林中ニ請下シ奉。晝ルハ五位ノ法要ヲ專ニ講宣シ。夜ハ三六ノ妙儀ニ対シテ受学セシ喻伽論是也。吾朝ニハ。孝德天皇御宇ニ。道昭僧都渡唐シテ玄奘ニ逢テ相承ス。坂朝ノ後。南都尊ラ此宗ヲ學セリ。去レハ春日御神詫ニモ。此宗ヲ學ハサル輩ハ神敵タルヘシト示給フ。爰以五重唯識ノ春ノ華ハ。匂ヲ三笠ノ山ノ風ヨリ伝ヘ。四分三姓ノ秋ノ月ハ。光ヲ和泉河ノ流ニ浮。依之テ本尊ノ靈感モ新ニ聞ヘ。仏學修學モ太夕盛ニシテ。已ニ六百余回ニ及候トソ。勅答申。君殊ナル御信仰ノ粧也。爰備中ノ國ノ住人陶山藤三ト云者有。一家五十余人談合シケル。古ヲ聞ニ。平家ノ時。佐々木三郎力備前ノ藤戸ヲ渡セシハ。案内者ノ徳。同四郎力宇治川ヲ渡セシハ。名馬ニ乗テ也。梶原力生田ノ森ノ二度ノ懸ハ。源太ヲ助ンカ為。熊谷平山カ一谷ノ先係ハ。後陣ノ大勢ヲ憑テ也。夫ヲタニモ古今无双ノ高名ト云ソカシ。此城體為ハ日本國ノ武士力集テモ以戰破カタシ。智謀を廻シ一力ヲ以テ落ス可シ。卒ヤ人々トテ。五十余人同心シテ。九月晦日夜。雨降風烈シテ。面ヲ向可キ様モ無ク。兼テ見置シ難所ノ岩ヲ伝リ。ソハヲカケ。千ノ屏風ヲ立タルヨリモ尚サカシキヲハ。ハウハウニ伝テ。彼城ノ際迄忍入ヌ。城内ヲ聞ニ。差タル用心モナキカト要害を憑ケルニヤ。本堂辺ニ登タレハ。爰カ皇居ニテ有ト覺ヘテ。蠟燭所々ニ見ヘ。公卿已下少少侍リ。吉所ヘ至ヌト思テ。傍見ハ。アキタル坊有。是ニ火ヲ打付ヌ。風烈廳皇居ニ吹係。夫ヨリ走散テ。所々陣屋ニ火付タルニ。一同ニ燒上ル。主上歩跣御出。源中納言具行。平宰相成輔。中納言藤房。同大進季房卿。御手ヲ引奉リ。幽谷ニ入。忝モ玉趾ヲ山路ノ危ニ苦シメ。御衣ヲ蘿洞ノ露ニ霑シ。君臣忙然ト讐終テ。兎角申遣方モナシ。其有様只楊國忠安祿山力戰ニ負テ。玄宗皇帝蜀ノ劍閣山ニ分迷。高官万卒行歩遙ナルニ漂テ。前途程遠事ヲ歎。公子内官モ戰場ノ中ニ吟テ。後会其期無事ヲ悲シモ、角コソ有ケメト只知ル、計也。彼城陶山力計ニテ破シカハ。官軍數日ノ戰功徒ニ成リヌ。天運未夕到ラスト思ヘ共。無念ノ次第二非ヤ。陶山力族一旦武功有ニ似タリト云共。即時ニ滅亡ス可キ始也。爰山城國ノ住人深須入道山ノ案内者ニテ。山中ヲ尋ケルニ。主上ヲ見付奉リ。軍兵共御迎ニ參。先宇治院奉入。

(以下略)

戦国時代に関する資料

五ノ一、具秀朝笠置寺巡見

出典 細々要記、古事類苑宗教の部に記載

解説 永和二年に足利義満が笠置寺再建のため笠置を訪れたが、南北朝の動乱のなか再建は実現せず、元弘の役から五十年後やっと完成した礼堂も十数年後火事で焼失して、本格的な再建作業は文明年間の貞盛を待たなければならなかつた。

原文

永和二年（南方天授二年）三月十一日、足利義満、南都を発し、城州笠置へ登山せらる。彼寺、去ぬる元弘元年、後醍醐帝皇居の時、東国の凶徒焼払をはんぬ。其後建武二年、御造営の御沙汰ありける中、天下大乱につき、中途にして造作を止む。其後、乱逆不治によつて、今年南山の帝御願によつて、造営の御沙汰あり。足利義満巡見のため、発向せらるど云々。紀州の山より材木をてんじ、北畠殿より人夫を差向らるべきよし云々。

五ノ二ノ一 興福寺略年代記

出典 続群書類從 卷第八百五十七

解説 従来山城国には守護職は置かれていなかつたが、至徳二年（一二八五年）に山城八郡の行政事務を新設の山城守護に委ね、初代の守護には丹波、但馬、和泉など近隣の守護を勤めるこの山名氏清が補任された。

氏清は力をバックに守護として強引な統治を行つたため、それに対する国人の抵抗も烈しく、一揆を組んで神社、仏閣に籠城して守護方に抵抗した。氏清方は対抗策として神社、仏閣、そして民家をも焼き尽くすという強権に出たので、山城地方は不安にかられて世情騒然としていた。

興福寺略年代記は興福寺を主体にした皇年代記。神代からの興福寺に関連する記事が天皇歴代と各年号を並べて記されている。

原文

至徳二年の条

八月廿八日 将軍并閑白殿近衛殿御下向。

同九月一日御帰洛。御宿所一乗院。東大寺宝藏社「被イ」開之。

山名奥州給守護職入部。山城国堂舎仏閣民屋等多焼失破壊云々

読み下し文

八月廿八日 将軍并びに閑白殿、近衛殿御下向。

同九月一日御帰洛。御宿所一乗院。東大寺宝藏社之を開かる。

山名奥州、守護職を給わり入部す。山城国の堂舎仏閣民屋等多く焼失し破壊すと云々

五ノ二ノ一、至徳一年記

出典 続群書類從卷第四十

解説 至徳二年（一三八五年）十二月、笠置の近辺において山名氏清と国人との間で合戦が行われ、百余人が戦死した。さらに十二月十五日までに山名氏清は木津川以北の地を制し、遂に国人等が立て籠もった笠置寺に攻め寄せる方針をとつたことが、笠置周辺に緊張をもたらした。

これに対しても笠置寺の南に隣接する神戸四ヶ郷の民が春日神社に、守護が国の境に制札を出して四箇郷の安泰を保証するよう守護に申し入れて欲しいとの嘆願書を出したものである。

原文
至徳二年（一三八五年）一二一月条

原文 校正済み

三日

此曉、山城国守護山名奥州□□城へ寄テ、令合戦之間、国人□□□守護方、云国人、百余
人被打了、□□□□（前代未聞か）聞也、返々不便々々

十五日、

自神戸四ヶ郷、沙汰人百姓等列参シテ歎□□依山城国守護事、今明之間ニ笠置寺へ可被發
向之由、其聞候之間、雖國各別事其境近之間、非無恐怖候之上者、為社家被執申□□四ヶ
郷無為侯様、被經御沙汰候者、弥成勇可全社^ヲ等之由、歎申之間、令相談神主テ、返答云、
此事具被聞食了、所存之趣、急速可進目安、為社家可被報申衆中之由、被仰之處、畏承了、
御沙汰進之由之テ、則目安書進之、社家状ヲ相副テ、衆徒ノ沙汰衆円識房許、以^シ事付遣了、
四ヶ郷御沙汰人等モ、同道シテ可申所存之旨、加下知了、彼案文等、
当社日次神供料所本神戸四ヶ郷土民等申状如此、子細見状候歎、□□申請之旨、急速可被
經御沙汰□□、御沙汰令滯停候者、可為珍重□□以此旨可為御披露御集会□□

至徳二乙丑十二月十五日

春日神主

謹上

沙汰衆御中

權神主

四ヶ郷土民等申状案

本神戸四ヶ郷土民等謹言上、

右大和国添上郡本神戸四ヶ郷者、為春日大明神御願向最初御庄、日次神供以下、嚴重不闕

料所、異于他之條、世以無其隱者也、爰依山城國守護事、近日可有御發向笠置寺之由、有其聞、若事實者、雖為國各別事、其境近々間、非無恐怖之上者、為社家之御沙汰、被執申□□□被打守護殿制札於國之境、本神戸四ヶ郷無為之様、被經御沙汰者、弥可令全嚴重之神供以下御公事等之由、粗言上如件、

至徳二年十一月 日

読み下し文

神戸四ヶ郷より、沙汰人（役人）、百姓等列参して歎□□、山城國守護の事に依り、今明（今日、明日）の間に笠置寺へ発向（出向くこと）さるべきの由、其の聞へ候の間、国、各別（それぞれ別であること）の事と雖も、其の境近きの間、恐怖無きに非ずの上は、社家の為、申し執られ□□四ヶ郷、無為（無事であること）侯様、御沙汰を経られ候らば、弥、勇みて社^ニ等を全うせしむべきの由、歎申の間、神主に相談せしめて、返答に云う、此の事、具に聞食されたる。所存の趣、急速に目安を進ずべく、社家の為に、衆中に報申さるべきの由、仰せらるるの處、畏まりて承り了んぬ。ひして御沙汰進めるの由、之を申して、則ち目安書、之を進め、社家の状を相い副へて、衆徒の沙汰、衆円讐房許り、（職の古字 神人）事を以て付け遣り了んぬ。四ヶ郷御沙汰人等も、同道して申すべき所存の旨、加へて下知し了んぬ。

彼の案文等

当社、日次の神供料所、本神戸四ヶ郷の土民等申し状、此の如し。子細見状候か。□□申請の旨、急速に御沙汰□□されるべく、御沙汰滞停せしむべくは、珍重□□為さるべく、此の旨を以て、御披露為さるべく、御集会□□

至徳二乙丑年十二月十五日

春日神主

権神主

謹上 沙汰衆御中

四ヶ郷土民等申状案

本神戸四ヶ郷土民等謹んで言上す

右大和国添上郡本神戸四ヶ郷は、春日大明神御願向最初の御庄、日次神供以下、嚴重（神仏の靈験があらたかなさま）不闕の料所として、他に異なるの条、世以て其の隠れなき者也。爰に山城國守護の事によつて、近日、笠置寺へ御發向有るべくの由、其の聞へ有り、若し事、実なれば国各別の事と為すと雖も、その境近々の間、恐怖なきに非ざるの上は、社家の御沙汰として□□□を執り申され、守護殿（大和國守護興福寺）の制札を國の境に打たれ、本神戸四ヶ郷無為の様、御沙汰を経らるれば、いよいよ嚴重の神供以下の御公事等を全うせしむべきの由、あらあら言上件の如し。

五ノ三、笠置寺再興勧進状

出典 笠置寺所蔵の原本より

解説 元弘の役で焼失した笠置寺再興のため、文明十四年（一四八二年）に貞盛が作成した勧進状。活字化されたのは史上初めてである。

笠置寺に残されている勧進状は、上下に金界線を引き欄外には金銀切箔野毛を散らし、紙背にも銀切箔を散らした華麗な装飾料紙に当代の能筆が筆を執っている。室町時代の典型的な勧進状であるというばかりでなく、度重なる被災で史料を失った笠置寺の数少ない根本資料の一つとしてその価値は高いといわれている（京都府教育厅指導部文化財保護課技師米谷優氏）。この勧進状は平成三年（一九九一年）京都府指定文化財となつた。

原文

勧進沙門貞盛敬曰

請特蒙十方檀那助成再興當寺燒失精舍、等祈請都鄙之安全、成就貴賤之願望狀

右笠置寺者尋其地者、耆闍崛山之靈峯月支來現之甲区也、謂本尊者觀世音菩薩多天之教主、化人刻彫之石像也、置感應於天武之御願、開基趾於白鳳之明時、爾來利生日新、靈驗月盛、彼延喜聖代日藏上人登當山致精懇時、化人告曰、此山有池方四十里池內七寶滿、其池上弥勒御座、則兜卒內院云々、然則一踏此地輩契值遇於知足之上生、一拜此尊族期得脫於龍華之下生、加之、實忠和尚者入龍穴親見兜卒勝妙之境、解脱上人者、卜蟄居新得明神降臨之瑞勝地、異他何處比之惣代々崇敬種々奇特不逞具記、爰元弘歲次雖舍合狼煙成變災恨、永德辛酉更作鳳甍復旧構、喜而不經幾年數、應永第五曆忽有不慮之火災重及伽藍之回錄、其後斧斤之計久絕、土木之營永廢、嗟呼緣合故生之昔則飭蘭若於春花、緣離故滅之今空埋礎石於秋草舍殘之類誰不悲乎、方今貞盛殊承一寺之群議、励建立之願念、專勸十方之檀那、乞再造之資助不憚、寸鉄尺木之恥一紙半錢貴、不見乎、泰山起微塵巨海始於一滴、仰願者、衆望早滿大功速成、則結緣之尊卑、隨喜之縉紳皆誇壽域遊福庭悉越苦海到樂邦、仍勸進狀如件

文明十四年七月日

勧進沙門貞盛

読み下し文

勧進沙門貞盛敬つて曰く

特に十方檀那の助成を蒙り、当寺焼失の精舎等を再興し、等しく都鄙の安全を祈誓し、貴賤の願望を成就せんことを請うの状

右笠置寺は、其の地を尋ねるに、耆闍崛山の靈峯、月支（积淀のこと）來現の甲区（勝れた

区域)なり。謂へらくは、本尊は觀史多天の教主(弥勒菩薩)にして、化人(仏が衆生を救う為に人の姿となつて現れたもの)刻彫の石像なり。

感応(仏の人に応じた働きかけと、人がそれを感じ取る心の働き)を天武の觀願(天子が神仏に祈願すること)に置き、基趾(もとい)を白鳳の明時(太平の世)に開く。爾來(それ以来)利生(仏のりやく)日に新たにして、靈驗月に盛りなり。

彼の延喜の聖代、日藏上人、当山に登りて精勲(勤めはげむ)を致す時、化人告げて曰く。

此の山に池有り、方四十里。池の内に七宝満ち、其の池上に弥勒御座ます。則ち兜卒の内院なりと云々。

然らば則ち此の地を一踏せるの輩、知足(知足天、弥勒のいる天)の上生に於いて值遇(巡り会うこと)を契り、此の尊を一拝せるの族、龍華の下生に於いて得脱(煩惱を断じて菩提を得ること)を期さん。

加之、実忠和尚、龍穴に入り、親しく兜卒勝妙(勝れている事)の境(場所)を見、解脱上人、蟄居(一時引きこもること)をトび、新たに明神降臨の瑞勝地を得る。之に比す他の何処(いざれの処)とも異なり、惣、代々の崇敬(崇め敬う)、種々の奇特(珍しい不思議なさま)、具に記するに違あらず。

爰に元弘の歳次(年まわり)舍(いおり)、狼煙に合ひて変災(思いもかけぬ災難)の恨みを成すと雖も、永徳辛酉(一三八一年)鳳甍(美麗な建物)を更作(改めて作ること)し、構え(建物)を復旧す。

喜びて幾数年を経ざるに、応永第五曆(一三九八年)、忽ち不慮の火災有り、重ねて伽藍の回録(回禄、炎上すること)に及ぶ。其の後、斧斤(建築のこと)の計久しく絶へ、土木の営み永く廃す。

嗟呼、縁合ひ、故に生の昔、則ち蘭若(寺院のこと)を春花に餽へるも、縁、離れ、故に滅の今、空しく礎石を秋草に埋め、舍(いおり)を残すの類、誰ぞ悲しまざるや。

方に今、貞盛殊に一寺の群議を承り、建立の願念を励まし、専ら十方の檀那に勧め再造の資助を乞う。寸鉄尺木の恥を憚らず、一紙半錢も貴し。

見ずや、泰山(中国の名山、五岳の一つ)は微塵(細かい塵)より起り、巨海も一滴に始まる。仰ぎ願はくは、衆望(多くの人々からかけられている期待)早く満ち、大功(大きな事業)速やかに成らんこと、則ち結縁の尊卑、隨喜の縉素(僧侶と俗人)皆寿域(長寿の境)を誇り、福庭(寺院の尊称)に遊び、悉く苦海を越え、樂邦に到らんことを。仍つて勧進の状件の如し。

文明十四年七月日

勸進沙門貞盛

五ノ四、

ふぢ河の記

出典 中世日記紀行集 新日本古典文学大系五一 岩波書店

解説 元弘の戦いから約百四十年後、この記を著述した一条兼良（応永九年から文明十三年 一四〇二から一四八一年）は相続戦乱の世にいやけをさして関白太政大臣の栄職を辞し、息子で大乗院寺社雜事記を書いた興福寺大乗院の尋尊を頼つて十年間奈良に隠遁した。

その間、彼は文明五年（一四七三年）五月二一日、美濃方面の旅行に出発しての帰りみち、伊賀上野で宿泊した後、早朝に出立し島ヶ原、大河原、笠置を経て、二十七日ぶりに奈良に帰着した。

兼良は笠置山の麓を通りながらも笠置山に登らないで、今回は急ぐから改めて詣でようとそのまま素通りした。この旅行記によるとまだ信仰の対象としての笠置寺は存在してはいたものの、貴顕の人を魅了する状態にはなかつたのであろう。

しかし、笠置を後にしての兼良の詠に「雲の上にその曙を待程や笠置の峰に有明の月」というのがある。早朝の風情に託して、はるか未来にその暁（弥勒出現の日）を待つてゐる今、笠置の峰の上に有明の月を仰ぐことだ、との意か。このように解すれば弥勒磨崖仏は焼失してはいるものの笠置寺における弥勒信仰は貴族階級においてまだ廢れてはいなかつたことになる。

原文

二十八日（文明五年（一四七三年）五月二八日）、菩提寺を発ちて上野、小田など云所を通る。田山越えは川の水いまだ渡りがたかるべしとて、笠置通りに赴く、嶋の原川といふ河を渡りて、

島の原川瀬の浪の徒渡り田山越えをばよそになしつる
大河原といふ所は、伊賀と山城との境なり。河原の木石、さながら前栽などを見る如くなれば、

苔むせる岩根に松は大河原変らざりけり庭の洲崎に

笠置川をば舟にて渡る。奈良より迎への者、来たるによりて、伊賀の送りをばこれより返しぬ。帰路を急ぐによりて、山をば見やりたるばかり也。ことさらにこそ詣でめと思ひ侍り。昨日今日は雨降らず。

えぞ知らぬ美濃山過て降し雨の笠置に来ては又晴れにけり
雲の上にその暁を待程や笠置の峰に有明の月

秉燭（夕方）の時分、南都の宿坊に着く。この後、雨甚だ下る。よくせづば、笠置に泊るべかりけり。

五ノ五、

大乘院寺社雜事記

出典 大乘院寺社雜事記（辻善之助編 三教書院）

解説 この記は興福寺大乘院尋尊の記を中心とするもので、宝徳二年（一四五〇年）から大永七年（一五二七年）の長きにわたっている。

内容は興福寺、春日社をめぐる事柄を主とするがそれにどまらず、当時の争乱、政治経済、宗教、世情全般に及んでいる。

元弘の役で焼失して以来、応仁の乱（一四六七～一四七七年）前後の世情定まらぬ環境下、山城大和における豪族間の争いに巻き込まれていく笠置寺に関する記事もあり、多門院日記（別史料）とあわせて応仁の乱後の笠置寺の様子を垣間見させる貴重な史料である。

原文

*長禄元年（一四五七年）十一月二十九日の条

笠置寺ヨリ卷数（経巻の目録）進之、英音卷数進之

*長禄二年（一四五八年）十一月四日の条

（前略）

梅尾高弁上人度天記披見之、殊勝々々、抑梅尾ノ春日・住吉両大明神御影ハ、依神託建仁三年四月九日仏師薩摩法橋俊賀ニ仰、紀州保田庄星尾シテ図之、堂十九日於崎山兵衛尉良眞之家開眼供養、導師明惠上人云々、又同御影堂、仏舍利ハ建仁三年二月廿八日、自貞慶上人手於笠置寺テ明惠相伝之、二粒在之、此舍利ハ西龍寺之舍利、靈眞和尚伝来云々、招醸寺与同也、自月輪禪定殿下貞慶給之云々、依夢想自貞慶手相伝之故ニ、大明神伝來之舍利ト云也

*長禄二年（一四五八年）十一月十二日

（前略）

笠置寺ヨリ卷数進之

*長禄三年（一四五九年）十二月二十日の条

己心寺・新禪院ヨリ卷数并大柿一連、各進之、恒例者也。笠置寺・長谷極樂寺・内山中院、卷數進之。

*長禄三年（一四五九年）十二月二十八日の条

西金堂ヨリ卷数進之、笠置寺同進之、（堂司方ヨリ）常喜院同進之

*長祿四年（一四六〇年）十一月十二日の条

（前略）

橘寺卷數到来、此外先日志貴山・笠置寺等進之云々、

*文明元年（一四六九年）十月二十九日の条

英淳得業社頭參籠之處、召仕小者取天狗了、辰貞時分より不見、戊剋帰參四十九院、亡然相語云、笠置寺・越知之笛吹山以下、在々所々一日之内ニ遊行云々、

*文明九年（一四七七年）十二月二十四日の条

筒井・成身院返事到来、畏入之由也、中坊先夜負手而笠置ニ在之云々、

*文明十一年（一四七八年）九月二十六日の条

瓜五合筒井笠置の陣、五合成身院京都、以上五ヶ所二人 五合慶英律師、五合御洗
箒尾法師原以下越知呪詛之法行之故云々、実否如何、

*文明十一年（一四七八年）七月十二日の条

瓜五合筒井笠置の陣、五合成身院京都、以上五ヶ所二人 五合慶英律師、五合御洗

*文明十一年（一四七八年）十二月八日の条

去三日細川九郎俄に令在丹波国了、一宮党相具、近日分國共任雅意之間、可在國之由、
自兼日及其沙汰事也、於于今者畠山一人在京官領也、可為如何哉、初修（終か）ハ定而奉
相具將軍、笠置辺ニ可下向歟、云北六（陸か）道云東西各物也、山城道一所無為也。如雜
說者、所々國ハ今出川殿御成敗分也、

*文明十四年（一四八二年）五月七日の条

大仏御經有無未一定云々、自寺門下行事、堂衆方一口別三斗米之有、号三斗米云々、半
分可下行之由申之間、不承引、法花堂・中門堂両堂共に自去月令閑門了、寺門失面目之
間、両堂司方令罪科、可切門戸之由申云々、近日連夜群勢共罷出云々、堂衆方堤合力、
寺門方山内・山城辺衆共也、希有題目出来、隨而大仏恒例經不一味之間、不可有之云々、
堂方得分也、寺門申狀不可然旨、及其沙汰、此正月・二月比講堂に甲乙人等群參、無是
非凶事也、此事出来、去年西院地藏二群參、則此陣事出来、山崎・西院辺迷惑云々、近
日又笠置寺辺三石地藏有之、群參無是非、如何様凶事也、不思儀事彼辺ニ可出来者也、
先年福智院地藏ニ如此群集了、其後足輕共乱入、鄉内無正脉事出来、大ニ不可然事也、
凡無力事也、

*延徳三年（一四九二年）八月二十日の条

笠置中坊之在所ニ恣(盜か)人在之、此者中川寺之坊に居住云々、可召取旨問答処、彼一
山寺不承引云々、古市以下色々雖申不承引之間、在々所々相悟(語か)而自中坊中川寺ニ
押寄及合戦了、中川寺悉以発向、寺如無、希有事也。

*延徳四年（一四九四年）五月二十日の条

昨日衆中所々進発、恣(盜か)人事云々、十輪院堂内在家者、於僧坊・院家仏具以下連々
恣之、常喜院立具取之、召取之、云則躰所云同類者所々進発、彼恣人ハ笠置中切之被官
人云々、講堂々童子之籠ニ召置之処、番衆之内同類在之、令同道恣人共ニ逐電了云々、堂
童子越度也、罪科云々、

*明応三年（一四五四年）十一月二十日の条
夜前笠置中坊息女尊重所へ迎之云々、

*明応六年（一四九七年）十一月十四日の条

古市陣取白毫寺、甲三百計在之云々、七時分觀禪院早鐘槌之、筒井勢并越(超か)昇寺
秋篠・宝來以下合千計勢云々、令合戦古市打負了、山村・琵琶小路以下打死済々在之
古市ハ國見峯越之、落付笠置寺云々、白毫寺在家共焼払之、以外次第、筒井方ニ　ハ野田
東、

読み下し文

*長禄元年（一四五七年）十二月二十九日の条

笠置寺より卷数之を進ず、英音より卷数之を進ず

*長禄二年十一月四日の条

（前略）

梅尾高弁上人の度天記之を披見す、殊勝々々、抑も梅尾の春日・住吉両大明神御影は、
神託に依つて

建仁三年四月九日仏師薩摩法橋俊賀ニ仰、紀州保田庄星尾シテ図之、堂十九日於崎山兵衛
尉良眞之家開眼供養、導師明惠上人云々、又同御影堂、仏舎利ハ建仁三年二月廿八日、自
貞慶上人手於笠置寺テ明惠相伝之、二粒在之、此舍利ハ西龍寺之舍利。鑒眞和尚伝來云々、
招醍寺与同也、自月輪禪定殿下貞慶給之云々、依夢想自貞慶手相伝之故ニ、大明神伝來之
舎利ト云也

*長禄二年十一月十二日

(前略)

笠置寺ヨリ卷数進之

*長禄三年（一四五九年）一一月二〇日の条
己心寺・新禪院より卷数并に大柿一連、各之を進ず。恒例の者也。笠置寺・長谷、極楽寺・内山中院、卷数（経巻の目録）之を進ず。

*長禄三年（一四五九年）一一月二八日の条
西金堂より卷数之を進ず。笠置寺同じく之を進ず。常喜院同じく之を進ず。

*長禄四年十二月十二日の条

(前略)

橘寺卷数到来、此外先日志貴山・笠置寺等進之云々、

*文明元年（一四六九年）一〇月二九日の条

英淳得業社頭に参籠の処、召し仕うる小者、天狗に取られ了んぬ。辰貝の時分より見えず。戌の剋四十九院より帰参すと。亡然として相語りて云う、笠置寺・越知の笛吹山（奈良県高取町に越知氏館跡あり、背後に貝吹山あり）以下、在々所々一日の内に遊行すと云々。

*文明九年（一四七七年）一一月二十四日の条

筒井・成身院より返事到来す。畏まり入るの由也。中坊、先夜負手而笠置に之在りと云々。

*文明一〇年（一四七八年）九月二六日の条

四恩院の一臍に罪科あり、六方進發す。越知勢共百計り大湯屋辺に出陣、召し取るべき用意ありと云々。笠置山に於いて箸尾法師原以下、越知呪詛の法行の故なりと云々。実否は如何。

*文明一一年（一四七九年）七月一二日の条

瓜五合（筒井笠置の陣）。五合（成身院京都、以上五ヶ所一人）。五合（慶英律師）。五合（御洗）。

*文明十一年（一四七九年）十二月八日の条

去る三日、細川九郎、俄に丹波の国に在國せしめ了んぬ。一宮党相い具し、近日分国し、共に雅意に任するの間、在國すべきの由、兼日より其の沙汰に及ぶ事也。于に於いては今は畠山一人在京の官領也。如何に為すべき哉。初終は定めて將軍を相い具し奉りて、笠置辺に下向すべきか。云わく北陸道、云わく東西、各物^{アハ}也。山城道一所無き為也。雑説の如

き者、所々の国は今出川殿ご成敗の分也。

*文明十四年（一四八二年）五月七日の条

大仏御経の有無、未だ一定せずと云々。寺門自り下行の事、堂衆方一口、別に三斗の米之れ有り。号して三斗米と云々。半分下行すべきの由、申すの間、承引せず。法花堂・中門堂両堂共に去月より閑門せしめ了んぬ。寺門面目を失するの間、両堂司方、罪科せしめ、門戸を切るべきの由申すと云々。近日、連夜群勢共罷り出ると云々。堂衆方合力を堤げ、寺門方は山内、山城辺りの衆共也。希有の題目出来、隨いて大仏恒例の經、一味にあらざるの間、之有るべからざると云々。堂方の得分也。寺門の申し状然るべからざるの旨、其の沙汰に及ぶ。

此の正月、二月比、講堂に甲乙の人等群參し、是非無きの凶事也。此の事出来り、去年西院地蔵に群參す。則ち此の陣の事出来り、山崎・西院辺、迷惑すと云々。

近日、又た笠置寺辺に石地蔵之有り、群參是非無く、如何様の凶事也。不思儀の事、彼の辺に出来るべき者也。先年、福智院地蔵（大乘院門跡近くに福智院地蔵堂あり）に此の如き群集り了んぬ。其の後足輕共、乱入し、郷内に正体無き事出来り、大いに然るべからざる事也。凡そ無力の事也。

*延徳三年（一四九一年）八月二十日の条

笠置中坊の在所に盜人之れあり。此の者、中川寺の坊に居住すと云々。召し取るべき旨問答する處、彼の一山の寺（中川寺）承引せずと云々。

古市以下、色々申せしむと雖も承引せざるの間、在々所々相い語りて中坊より中川寺に押し寄せ合戦に及び了んぬ。中川寺悉く以て発向し、寺無きが如し。希有の事也。

*延徳四年（一四九二年）五月二十日の条

昨日、衆中所々に進發す。盜人の事と云々。十輪院堂内の在家者、僧坊に於いて院家の仏具以下連々之を恣にす。常喜院立具之を取り、之を召し取ると云う。則ち体所と云う。同類の者、所々に之を進發す。彼の盜人は笠置中之を切ると被官の人云々。講堂々童子、之を籠に召し置くの處、番衆の内同類之れ在り、同道せしむる盜人共に逐電し了んぬと云々。堂童子の越度也。罪科を云々。

*明応三年（一四九四年）十一月十四日の条

夜前、笠置中坊の息女、専ら重所へ之を迎うと云々。

*明応六年（一四九七年）十一月十四日の条

古市、白毫寺に陣取り、甲三百計之れ在りと云々。七時分、觀禪院早鐘之を槌つ。筒井勢・に超昇寺、秋篠、宝來以下合せて千計りの勢と云々。合戦せしめ古市を打ち負かし

んぬ。山村・琵琶小路以下打ち死に済々と之れ在りと云々。古市は国見峯を之れ越え、笠置寺に落ち付くと云々。白毫寺、在家共之を焼き払う。以つての外の次第なり。筒井方に
は野田東。

五ノ六、

多聞院日記

出典 多門院日記（辻善之助編 三教書院）

解説 興福寺多門院英俊（一五一年～一五九六年）の日記を中心とする記で文明十年（一四七八年）から元和四年（一六一八年）の記事が記載されている。ここには山城と化した感のある笠置寺の姿が断片的にあらわれる。

応仁の乱が終わった（一四七七年）後も山城、大和においては守護大名たちの勢力争いが依然として続き、ここに木沢長政という笠置山に関係する次の役者が登場する。

木沢氏は代々河内守護畠山氏譜代の被官であった。長政は畠山義堯の守護代として河内の飯盛城を預けられていたが、享禄三年（一五三〇年）には細川晴元（応仁の乱の立役者勝元の曾孫）の被官となり、大和に信貴山城を造り山城笠置城を修復して河内、大和、山城の三国に勢威を振るつた。

しかし、当時の細川晴元政権内部で三好長慶が台頭すると長政はこれと競い、天文十年（一五四一年）八月以降、摂津国衆の紛争への介入を巡って晴元、長慶と対立するにいたつた。その頃山城守護代ともなつていて長政は同十月、ついに晴元政権に反旗をひるがえして京都を攻略せんとして虎視眈々としていたが、この時に笠置城は長政側の陣営の拠点となつていたのである。

木沢方の要塞となつていた笠置城の大将は「右近」といい、右近の甥は甲賀者であった。七〇八十人の守備の者を擁していたが、笠置城の弱点は水で、笠置城の落城は時間の問題と判断している。

同年十一月二十六日の朝、伊賀者が笠置城へ忍び込み坊舎に放火した。そして同二十八日に笠置城を巡つて戦いがあり、木沢勢は城中から二手に分けて討つて出て、攻め手三十人余を討ち殺し伊賀の者は皆退散した。笠置城を攻めたのは大和土着の豪族筒井順昭である。これは細川晴元による長政への牽制策によるもので、城中に籠もつていた甲賀の者に对抗して筒井順昭は伊賀衆を使って城中に忍び込ませ、城に放火して戦を仕掛けたのである。

木沢長政が京都に迫つたことにより、山城守護の細川晴元は岩倉に退き、將軍足利義晴も近江、坂本に移る自体となつたが、晴元側はすぐ体制を立て直し、翌天文十一年（一五四二年）長政を河内の太平寺において畠山、三好の軍勢が討ち取り、十年間におよぶ長政の権勢に終止符を打つた。

長政亡き後、笠置城の砦がどうなつたのか、記録はない。しかし天文十九年（一五五〇年）二月の条に「笠置八講青源房の代に出了」という記録があることからみれば、笠置寺がなお旧来からの法会を継続していたのは救いではある。

またさらに時代が下つた天正三年（一五七五年）五月には奈良の僧たちが笠置山名物の

ツツジを見るために来山している。この頃は信長が全国統一に向けて戦いを繰り広げていた時で、信長の伊賀攻めも近づいていたが笠置山には平穏の時が過ぎていたのであろう。

原文

*天文一〇年（一五四一年）一一月二六日の条

今朝伊賀衆笠置城忍ヒ入テ少々坊舎放火、其外所々少屋ヲヤキ、三ノツキノ内一ツ居取ト云、或ハ二ト云篇々也。

木沢方ノ城大将右近カヲヰ江州カウカノモノ也云々。人数僅七・八十在之云々。弥勒ノタケヲモチテヰル所ニ、彼山ニハ一向水無之間、経ズ程ヲ可落、竇川、少柳生偽トウラ力ヘルト云々。

筒井衆少々ウシロツメニ立チ了云々。事之様体諸国相調、六角殿右京兆へ可有御合力之由一定々々（後略）

*同月二八日の条

於笠置有テ合戦、木沢方城ヨリ一二手ニ作テ打出テ、悉ク以テ打殺、伊賀皆以退散了云々。人数廿人余打死云々、先以安堵了。

*天文一九年（一五五〇年）一月三日の条

笠置八講青源房ノ代リニ出了、中膳ハ順縁房迄也。

*天正三年（一五七五年）五月一六日の条

昨日ヨリ笠置ノツヽシ見ニ、常如院、清淨院、榮勝ヽ、良学同道ニテ被下処、一向花ハ無之、帰ニカモノ竹子見了、一段之見事了。

読み下し文

*天文一〇年（一五四一年）一一月二六日条

今朝伊賀衆笠置城へ忍ヒ入テ少々坊舎放火、其外所々少屋ヲヤキ、三ノツキノ内一ツ居取ト云、或ハ二ト云篇々也。

木沢方ノ城大將右近カヲヰ江州カウカノモノ也云々。人数僅七・八十在之云々。弥勒ノタケヲモチテヰル所ニ、彼山ニハ一向水無之間、経ズ程ヲ可落、竇川、少柳生偽トウラ力ヘルト云々。

筒井衆少々ウシロツメニ立チ了シト云々。事ノ様体諸国相イ調ヘ、六角殿右京兆へ可有御合力之由一定々々（後略）

*同月二八日条

於笠置有テ合戦、木沢方城ヨリ一二手ニ作テ打出テ、悉ク以テ打殺、伊賀皆以退散了云々。

人數卅人余打死云々、先ズ以ツテ安堵シ了シヌ。

*天文一九年（一五五〇年）二月三日の条

笠置八講青源房ノ代リニ出テ了シヌ、中臍ハ順縁房迄也。

*天正三年（一五七五年）五月一六日の条

昨日ヨリ笠置ノツヽシ見ニ、常如院、清淨院、栄勝ヽ、良学同道ニテ被下処、

一向花ハ

之レ無ク、帰ニカモノ竹子ヲ見了シヌ、一段ノ見事ニ了シヌ。